

平成17年8月 8日  
17 福保高施第 521 号

各区市町村高齢福祉担当課長 殿

東京都福祉保健局  
高齢社会対策部施設支援課長  
(公 印 省 略)

「オーナー創設型」における土地所有者等（オーナー）  
と区市町村長の協定書締結について

日頃から東京都の「認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業」（以下、「補助事業」という）にご協力いただきまして、ありがとうございます。

都は補助事業の推進を図るために、今年度から新たに、個人も含めた土地所有者等（以下、「オーナー」という）を補助対象とした「オーナー創設型」の制度を立ち上げたところです。

本制度における、認知症高齢者グループホーム事業（以下、「事業」という。）の継続を担保するためには、オーナー自身の事業継続の意思の確認を行うことが重要です。

つきましては、オーナーに対して補助金の交付決定を行う際に、オーナーと貴区市町村長との間で、以下の内容の協定書を締結していただきますようお願いいたします。

なお、15年度に創設された「オーナー改修型」についても同様の取り扱いとします。

〔協定書の内容〕

区市町村から補助を交付する条件として、オーナーは以下の事項を順守すること。

- ① 補助事業により取得した不動産の管理に関しては「(〇〇区市町村) 認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業実施要綱」「同補助要綱」等に従って行うこと。
- ② 補助事業により取得した不動産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成13年7月12日厚生労働省告示第239号)に定める期間を経過するまで、〇〇区市町村長の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- ③ 上記の財産の処分制限期間内に、建物を賃貸借する認知症高齢者グループホーム事業者の家賃等の不払い等の事由により契約を解除する場合には、事前に区市町村長に協議し、オーナーの責任において事業を継承する法人を選定し、新たに賃貸借契約を締結すること。
- ④ その他（区市町村長が必要と認めた事項）

【担当】 東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課  
グループホーム整備推進担当 市川・入山・古市  
電話 03(5320)4252

